

令和6年度岡垣町学童保育所入所手続き用 Q&A

よくある質問と回答



岡垣町・NPO法人こども未来おかがき

よくある質問(令和6年度入所手続き用Q&A)

番号	Q. 質問	A. 回答
1	出産休暇中は学童を利用出来ますか。	産前・産後合わせて最大16週間は、学童の利用が出来ますが、出産休暇取得後復職せずに仕事を辞めた、あるいは育児休業を取るようになった場合は退所していただくことになります。 実際は、産前・産後8週目が属する月の産前は1日から入所日、産後は月の最終日が退所日となります。
2	4月から働く事が決まっているが、まだ勤務証明を取ることができません。	①勤務先から勤務予定証明書が取れる方 勤務証明書に勤務の予定内容を記入してもらい証明者の押印のうえ提出してください。なお勤務開始後あらためて勤務証明書を提出していただきます。 ②保護者が自分で勤務予定内容を証明する場合 申立書(その他用)に勤務予定の事業所、勤務日数、勤務時間等を書き、就職後すぐに勤務証明書を提出する旨記入してください。 申立書(その他用)の太枠内下欄の記入をお願いします。 ※上記①および②の場合、入所月内に勤務証明が提出されない場合は、その月で退所となります。 ※勤務する会社が決まっていない場合は、申請出来ません。 (勤務する事が確定している必要があります)
3	入所の申請は入所のどのくらい前に提出したらよいか。	4月入所は、450名程度の入所児童の事務処理をする必要がありますので、申請書の受付期間を12月8日(金)から2月16日(金)までとしています。 ただし、受付期間内に申請されても定員を上回る申請があった場合は、低学年からを優先して入所していただきます。高学年児童は入所が出来ないこともあります。 5月以降、途中で入所を希望される場合は、約1週間前までに提出してください。
4	令和6年度の保育料を決める為に必要な書類は何ですか。	令和5年度(令和4年分)所得課税証明書が必要です。 保育料は世帯の住民税額の合計額を元に算定しますので、世帯全員の方の証明書が必要となります。 もし間違っ、所得税の課税証明を取られて来たら取り直しをお願いします。 所得課税証明書 ○ 所得税課税証明書 × (所得税額は、わかるが住民税額はわからない) 住民税額通知書 × (今後納めてもらう住民税の予定額をお知らせするもので確定した住民税額の証明にはならない)
5	勤務証明書は住民登録上世帯分離していても、家族全員のものが必要ですか。	同一敷地内(同じ地番)の建物に同居している場合は、同一世帯、分離世帯にかかわらず必要です。帰宅後に児童をみる人がいない事が学童を利用出来る要件なので、全員の勤務証明が必要です。また保育料算定の為、全員の所得課税証明書が必要となります。
6	令和5年度(令和4年分)所得課税証明書は本人以外の証明書は誰でも取れますか。	役場、または東部出張所(東部公民館)窓口で取ってください。 同一世帯であれば窓口に来た人以外の方のものも取れます。 もし世帯分離している世帯の場合は、委任状が必要になりますので役場の窓口にお問い合わせください。 学童の入所申請手続きでは世帯分離の取り扱いはしません。 (保育園とは異なります)

番号	Q. 質問	A. 回答
7	夏休みだけ利用することは出来ませんか。	<p>学童は児童に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事を目的としています。これは短期的(1~2カ月)な保育では達成されるものではありません。集団保育では児童全体を安定した状態で保育していく必要があります。したがって、岡垣町の学童は通年を通した利用を前提としています。</p> <p>長期休みは、一時的に大勢の児童の利用が見込まれ、児童の活動スペースが十分に取れなくなる恐れもあります。加えて増加する児童に対して指導員の確保が必要になり、休み期間だけの指導員の確保が難しい状況のため、岡垣町では長期休業期間中のみの受入は行っていません。</p>
8	入所要件を満たす勤務日数、勤務時間とは何ですか。	<p>学童保育所の通常の開設時間である午後1時から午後6時までの時間内に勤務している事が必要です。</p> <p>1カ月の勤務時間が延60時間以上の就労実態がある事が必要です。</p>
9	入所する学童保育所は自由に選べるのか、途中で他の学童に替わることは出来ますか。	<p>入所を希望する学童保育所を選んで申請書を提出してください。</p> <p>兄弟姉妹で入所し同じ学童を希望する場合は、申請書の希望欄にチェックを入れてください。</p> <p>途中での変更に関しては控えていただき、入所決定した学童保育所で1年間継続して利用していただくようお願いいたします。</p> <p>なお、現在の保育所内で友人関係が上手くいっていないなどのお困りの事があればご相談ください。</p>
10	山田学童のお迎え時の駐車場は学童の横の駐車場を利用出来ますか。	<p>学童と体育館の間の駐車場は、学校職員および体育館利用者の専用駐車場となっています。お迎え等の時にここを利用されますとトラブルの原因にもなりかねません。必ず「いまづクリニック」隣の来客用駐車場をご利用ください。</p>
11	健康の記録は必ず記入しないとイケませんか。	<p>保育をする上で、児童の健康状態や特性などを理解している事は大切な事です。学童内での保育に役立つ事を目的に記入していただくものです。</p>
12	緊急時の連絡に利用する目的でキッズ携帯などを持たせていいですか。	<p>ゲーム機などと同様に持たせないのが基本ですが、子どもの安全のためというのであれば否定は出来ません。学童内にいる子どもへの連絡は学童の電話に掛けてください。保護者の責任と判断の上で持たせるようにしてください。</p> <p>紛失や盗難などにあっても学童では責任を負いません。</p>
13	習い事に行って、また学童に戻って来てもいいですか。	<p>学童保育所に来所後は学童の管理下となりますが、学童の敷地外に出た場合以降の事故は、学童の管理下の事故とならずスポーツ安全保険の補償が受けられません。事故等があっても一切の責任は負えません。(一度帰宅した扱いとなり、スポーツ安全保険の補償も受けられません)</p> <p>学童保育所が実施する事業以外の催し等に参加する場合は、学童に来所する前後をお願いします。</p> <p>ただし夏休みのみ、保育の途中で習い事へ行き戻って来ることは出来ます。この場合でも、学童施設を出て戻るまでの間は、スポーツ安全保険の補償の対象とはなりませんし、学童の管理外となり一切の責任は負えませんので、注意してください。</p>
14	保護者がお迎えに行けない場合1人で帰宅させてもいいですか。	<p>岡垣町の学童保育所は保護者のお迎えが原則となっています。</p> <p>誰も迎えに来れない場合はやむをえないので1人で帰宅することになります。ただし、冬期は暗くなる時間が早いので早めに連絡してください。暗くなった場合は、歩いて帰宅はさせません。</p> <p>学童を出た後は自己責任となりますので、ご注意ください。</p>

番号	Q. 質問	A. 回答
15	どのような障害があっても入所出来ますか。	<p>「次世代育成支援対策推進法」の基本指針では、学童保育所での障害児の受入を推進すること、そのために各関係機関との連携を図ることとされています。また、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」によれば、障害を理由とした利用の拒否は出来ないことになっています。ただし、学童の施設、入所状況によっては障害に対応する事が困難な場合もあるので、学童保育所の現状を見ていただき、町とNPO、保護者の方と検討していきます。</p> <p>多くの児童が利用している学童保育所では、集団での生活が出来ることが入所にあたっての前提条件となります。</p>
16	仕事の都合などで迎えに行けなくなった時はどうすればいいですか。	<p>祖父母や知人などにお迎えの依頼が出来る方は、代わりのお迎えをお願いします。代わりに誰が来るのか事前に連絡してください。連絡が無い場合はたとえ児童が顔見知りでも児童の引き渡しは出来ません。</p> <p>どうしても保護者などの迎えが出来ない時は、児童を1人で帰宅させることになります。</p> <p>ただし暗くなってからの1人での帰宅は認めません。明るいうちに帰宅が出来るよう早めに連絡してください。</p>
17	学校に忘れ物をしたとき取りに学校へ行けますか。	<p>一度下校した場合は、学校の管理をはずれ、途中で事故などに遭っても、学校としては何も補償できません。</p> <p>学童保育所に来所後は学童の管理下となりますが、学童の敷地外に出た場合以降の事故は、学童の管理下の事故とならずスポーツ安全保険の補償が受けられません。</p> <p>安全の確保と補償のことを考え、学校に忘れ物を取りに行かない様指導しています。(学校の敷地外の学童保育所の場合)</p>
18	夏休みなどに自転車に乗って学童に行けますか。	<p>自転車の利用は学校でも禁止されています。学童でも同様に自転車の利用は認められません。</p>
19	自宅で内職をしているが入所要件に該当しますか。	<p>仕事の内容について会社との契約書や指示書が取り交わされている場合は、要件に該当します。</p> <p>申立書(自営業用)の(4)その他の欄に仕事内容と1日あたりの従事時間を記入し、契約書、業務指示書等の写しを添付して提出してください。</p>
20	同居の家族(保護者の姉や妹)に乳幼児がいて育児休業中の場合の利用申込みはできますか。	<p>保護者が育児休業中の場合は、入所要件に該当しないが、同居の家族が育児休業の場合は、すでに自分の子どもを見ている状況にあり、該当児童の世話は出来ないと判断されるので入所要件に該当すると考えられます。</p> <p>勤務証明には、育休取得中とその期間を明記してください。</p>
21	勤務時間は午後1時までだが、通勤時間に1時間以上かかる場合、入所要件を満たすと考えていいですか。	<p>通勤時間も労災保険の適用があることから勤務(労働時間)と解釈してよいと考えられます。したがって就労や通学などは、通勤・通学の時間も入所要件の対象となります。</p>
22	勤務証明の証明者の印鑑は電子押印でもいいですか。	<p>電子押印でもいいです。</p>
23	町のホームページからダウンロードした入所申請書のサイズはA4ですか。	<p>ダウンロードする書類は、A4判で作成してください。</p>

番号	Q. 質問	A. 回答
24	<p>入所申請書の提出は入所を希望する学童保育所に提出しなければならないですか。</p>	<p>入所申請書はご希望の学童保育所に提出されるようお願いいたします。よろしければ、入所を希望する学童保育所へ親子で保育室の見学を兼ねてお越しください。</p> <p>勤務の都合上どうしても、入所を希望する学童保育所への提出が出来ない方は、NPO事務局または他の学童保育所でも受付はいたします。</p> <p>(注) 役場や学校での受付は、一切行っていません。</p>
25	<p>延長保育料は6時30分までの利用は2,000円が上限となっているが、7時までの利用は利用した日数すべて支払うことになりますか。</p>	<p>6時から6時30分までの延長保育料は、1回200円で10日以上利用しても延長保育料は上限の2,000円です。</p> <p>6時30分から7時の延長は別途200円の延長保育料が必要となり、上限は有りません、利用した日数分の保育料が必要です。</p> <p>(例) 1カ月に22日毎日6時から7時まで延長保育を利用した場合の延長保育料は、</p> <p>6時～6時30分 200円×22日＝4,400円(上限の2,000円) 6時30分～7時 200円×22日＝4,400円(4,400円) この月の延長保育料は6,400円となります。</p>
26	<p>申請書類に印鑑の押印は必要ありませんか。</p>	<p>学童利用申請者(保護者)の押印箇所はありません。ただし勤務証明や民生委員の証明など申請者以外の証明欄には証明者の押印が必要です。</p>